香芝市告示第189号

次の書類について、その送達を受けるべき者の住所等が明らかでないため、 介護保険法(平成9年法律第123号)第143条の規定により準用する地方 税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達 する。なお、当該書類は、当市健康福祉部介護福祉課で保管し、送達を受ける べき者から交付の申出があればいつでも交付する。

また、介護保険法第143条の規定により準用する地方税法第20条の2 第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類 の送達があったものとみなす。

令和 7年 9月17日

香芝市長 三橋 和史

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

略

2 送達する書類

差押調書 (謄本)